

# 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所

株式会社アーネスト 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アーネスト（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、又は都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 株式会社アーネスト
- ② 所在地 岐阜市茜部菱野4丁目104-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

- ① 管理者 1名（常勤職員、専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるものとする。

- ③ 専門相談員 2名以上（常勤職員4名、うち1名は管理者と兼務）

専門相談員は、福祉用具貸与計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

- ④ 事務職員 1名以上（常勤職員）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで（土曜日は第一週目と最終週のみ営業）とする。ただし、国民の休日及び12月28日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時（土曜日のみ午前9時から午後4時）までとする。  
なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
- ② 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1. 車いす     | 7. 手すり                |
| 2. 車いす付属品  | 8. スロープ               |
| 3. 特殊寝台    | 9. 歩行器                |
| 4. 特殊寝台付属品 | 10. 歩行補助つえ            |
| 5. 床ずれ防止用具 | 11. 認知症老人性徘徊感知機器      |
| 6. 体位変換器   | 12. 移動用リフト（つり具の部分を除く） |
|            | 13. 自動排泄処理装置          |

3 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、月途中のサービス提供の場合は、1日～15日まで、16日～月末までの半月計算を行う。

最低貸与期間は1カ月とする。

4 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。

5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、羽島郡、本巣郡、大垣市、海津市、安八郡、揖斐郡、不破郡、養老郡、名古屋市、一宮市、春日井市、愛西市、あま市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、尾張旭市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、知多市、津島市、東海市、常滑市、豊明市、長久手市、日進市、半田市、弥富市、愛知郡、海部郡、西春日井郡、丹羽郡、知多郡の区域とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

第8条 福祉用具の事故、苦情の発生の連絡が入った場合、専門相談員は速やかに相手方に連絡をとり、訪問して主訴を明確にして最も早い方法で対応する。又事故、苦情受付票に記録し、経過と結果を管理者に報告する

(利用者、家族の個人情報保護)

第9条 「個人情報保護法」の規程に従い、利用者、家族の個人情報はその利用者に介護サービスを提供する他の事業者と共有すること以外に利用してはならない。その場合も必ず利用者、家族の同意を受け、同意書により確認する。

(福祉用具消毒・保管方法及び保管場所)

第10条 使用した福祉用具の消毒は、次の事業所に委託するものとする。

サンネットワーク岐阜 株式会社

岐阜県羽島市竹鼻町飯柄10-1

- ① 消毒方法は種目毎に異なり、標準作業所通りに蒸気消毒、清拭消毒、オゾン消毒、アルコール消毒、浸漬清拭消毒、洗濯機洗浄などをする。
- ② 使用済み福祉用具と消毒済み福祉用具を区分して次の場所において保管する。尚、ウイルス伝染の恐れのある福祉用具は他の使用済み福祉用具と区分し消毒液等を施して密閉するなどして保管する。
- ③ 伝染の恐れのあるもの 屋外
- ④ 伝染の恐れのないもの 事業所内

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内(社会人マナー、基礎知識)
  - ② 約1年間は専門相談員経験者と同行して現場研修の後、初めて専門相談員としての勤務にあたる。
  - ③ 継続研修 年5回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者に委託する。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アーネストと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(福祉用具選択制度)

- 第15条 福祉用具専門相談員が、選択制の対象となる福祉用具の貸与や販売に対して十分な説明を行うこととする。
- 2 利用者が貸与や販売のいずれかを選択できることについて説明し、利用者の選択に役立つ情報を提供をするものとする。また、医師や専門職の意見、利用者の身体状況などを考慮して提案することを義務とする。
  - 3 選択制の対象となる特定福祉用具を貸与する場合は、利用開始後6か月以内に少なくとも1回はモニタリングを行い、貸与継続の必要性を検討するものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月17日から施行する。